

年 月 日

岩手県知事 様

特定非営利活動法人の名称  
 代表者の氏名  
 電話番号

**役員の変更等届出書**

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第 23 条（同法第 52 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

- 備考 1 変更後の役員名簿を添付してください。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足ります。
  - 3 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載してください。
  - 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。
  - 5 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる書面によって証される住所又は居所を記載してください。
  - 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は次の書類（特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則第 4 条第 2 項の適用を受ける場合にあつては、(2)の書類を除く。）を添付してください。
    - (1) 当該各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
    - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面
  - 7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによります。

(A 4)